諮問庁:文部科学大臣

諮問日:平成28年4月22日(平成28年(行情)諮問第323号)

答申日:平成28年10月19日(平成28年度(行情)答申第450号)

事件名:平成27年度特別支援学級に在籍する児童生徒に対する人権侵害事例

が記載されている文書(特定課が管理するもの)の不開示決定(不

存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「H27年度特別支援学級に在籍する児童生徒に対する人権侵害事例が 記載されている文書(特定課が管理するもの)」(以下「本件対象文書」 という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥 当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月13日付け27受文科 初第2821号により文部科学大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」とい う。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取 消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、平成27年度特別支援学級に在籍する児童生徒に対する人権侵害事例が記載されている文書(特定課が管理するもの)についてなされたものである。

本請求に係る文書は、作成・保有していないため、行政文書が存在しないことによる不開示決定としたところ、異議申立人から、下記の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

[異議申立て理由]

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

2 不開示決定の妥当性について

本異議申立てに係る開示請求については、特定課では、人権侵害事例の管理は行っておらず、該当する行政文書が存在しないことが明らかとなった。

その後、念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、異議申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月12日 審議
- ④ 同年10月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

これを保有していないとして、不開示とする決定(原処分)を行った。

異議申立人は、本件対象文書を作成又は取得しているはずであるとして、 原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることか ら、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
 - ア 面談の際、異議申立人に本件開示請求の趣旨等を確認したところ、本件開示請求は、「平成27年度に特定都道府県内の特別支援学級の生徒にセクハラ行為を行った教員のニュースに関連する文書」についての開示を求めるものである、とのことであった。

特別支援学級は、その学級が設置されている小中学校を設置する市町村教育委員会等の所管に属するものであり、事案の社会的影響などによっては市町村教育委員会等から文部科学省の特定課に報告が行われることもあるが、常に特定課に対して文書による報告等がなされるものではない。

イ 異議申立人が面談において主張した事案も含め、平成27年度に市 町村教育委員会等から特定課に対する文書での報告等がなかったか確 認したものの、そのような事実は確認できず、諮問後、改めて文部科 学省内の書庫・ロッカー等を探索したが、本件対象文書に該当する文 書は発見できなかった。

以上のことから、文部科学省において本件対象文書を保有していない。

- (2)本件対象文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。 したがって、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。
- 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有して いるとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 椿 愼美,委員 山田 洋